

業務委託契約書（案）

設計番号 第 号

委託業務の名称

委託業務の箇所

履行期間	自	令和	年	月	日
	至	令和	年	月	日

業務委託料 ￥

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ）

頭書業務の委託について、委託者 三次市長 福岡誠志 を「甲」とし、受託者を「乙」とし、甲と乙は次の条項により委託契約を締結し、契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印しそれぞれ 1 通を保有する。

第 1 条 乙は、別冊図面及び仕様書に基づき頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって頭書の期限（以下「履行期限」という。）までに、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 図面及び仕様書に明示されていないもの、または図面と仕様書の交互符合しないものがある場合においては、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

第 2 条 乙は、図面及び仕様書に基づき工程計画表を作成し、甲の指定する日までに、これを提出しなければならない。ただし、甲が必要ないと認めたときは、これを省略することができる。

第 3 条 乙は、契約によって生ずる権利または義務はこれを第三者に譲渡し、または承継をさせることができない。ただし、甲の承認を受けた場合においてはこの限りでない。

2 乙は、委託業務の履行を第三者に委任し、または請負わせてはならない。た

だし、あらかじめ書面による承認をうけた場合においては、この限りでない。

第4条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、または報告を求めることができる。

第5条 委託業務の実施に特許権その他第三者の権利の対象となっている方法を使用する場合においては、乙は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第6条 乙は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良、その他その責に帰することができない事由または正当な事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の規定による請求があった場合において、事実を調査して正当と認めたときは、履行期限の延長を承認することができる。

第7条 甲において必要があるときは、委託業務の内容を変更し、若しくは一時中止し、または打ち切ることができる。

2 前項の場合において、履行期限または業務委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について、甲と乙が協議してこれを定める。

3 第1項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとする。この場合損害賠償の額は、甲乙協議して定める。

第8条 乙は、総括責任者及び業務における技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、甲に通知しなければならない。

2 第1項の総括責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができない。ただし、市長が認める場合には兼ねることができる。

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙において負担しなければならない。ただし、甲の責に帰する事由による場合の損害については、この限りではない。

第10条 自己の責に帰すべき事由により履行期限内に委託業務を履行することができない場合において、履行期限後において完成する見込みのあるときは、乙から遅延の理由を徴し、延滞償金を徴して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞償金は、遅延日数1日につき業務委託料の一万分の四とし、業務委託料と相殺し、なお不足する場合においては追徴する。

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、甲に対して業務完了報告書を提出

しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から14日以内に目的物について検査を行なうものとする。

3 前項の検査不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

第12条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

第13条 乙が次の各号の一に該当する場合において、甲は、契約を解除することができる。

(1) 正当な事由がないのに所定の着手時期を過ぎても委託業務に着手しないとき

(2) 乙の責に帰する事由により、所定の履行期限内または相当期間経過後においても委託業務の完成する見込みがないと明らかに認められるとき

(3) 第3条の規定に違反したとき

(4) 前各号に掲げる場合の外、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、委託業務の出来形部分で検査に合格したものは、甲の所有とし当該部分に対する業務委託料を支払うものとする。

第14条 乙は、次の各号の一に該当する場合においては、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による中止の期間が所定の期間の3分の2以上に達したとき

(2) 甲が、契約に違反し、その違反により委託業務を完成することが不可能となるに至ったとき

第15条 乙は、委託業務の成果（一部成果を含む。）及び委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に示し、または漏らしてはならない。

第16条 この契約に定めない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

令和 年 月 日

委託者（甲）

三次市十日市中二丁目8番1号

三次市長 福岡 誠志 印

受託者（乙） 住所
氏名